



令和6年度

認定こども園（2・3号認定）入園申込み受付について



●4月1日入園の申込みの場合

一次選考：令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

二次選考：令和5年12月1日（木）～令和6年1月17日（水）

●年度途中入園の申込みの場合

各月1日入園：前月10日締切

※土日・祝日の場合は直前の平日開庁日が締切

教育みらい課で
9時～17時30分で受付
※土日祝日を除く

- 公立・民間ともに、役場4階教育みらい課にて平日9時から17時30分に受付を行います。
- 書類に不備がある場合や、締切日を過ぎてからの受付はできかねますので、なるべく日程に余裕をもってお申し込みください。
- 各園ともに生後57日後から入園できます。出生前であっても、上記期間内にお申し込みください。
- 申込み多数の場合、期間内にお申し込みされても、定員等により希望する施設に入園できない場合がございます。
- 原則として、忠岡町在住の方または施設入園の時点で忠岡町に転入する事が決定されている方（証明として「賃貸借契約書の写し」、「住宅の売買契約書の写し」等の提出が必要）が対象です。
- 現在育児休業を取得されている方は、入園した月中の復帰（4月1日入園の場合、4月30日まで）が条件となります。
- 他市町村の保育施設を希望される場合も、忠岡町で受付を行います。
その場合、希望先の市町村と別途忠岡町の指定する締切日の両方に間に合うように申込が必要となります。詳しくは教育みらい課までお問い合わせください。

● 申込時の必要書類

(1) 保育所・認定こども園等入所又は入園申込書 (2・3号認定)

(2) 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書

(3) 保護者が子どもを保育することができない状態にあることを証明する下記のいずれかの書類

① 外勤の場合	「就労証明書」(雇用主の証明)
② 内職の場合	「就労証明書」(取引先・納品先・斡旋主の証明)
③ 自営業の場合	「就労証明書」(民生児童委員の証明は不要)または「公的書類」(開業届、営業許可証等)
④ 就学の場合	「在学証明書」又は「学生証の写し」及び「時間割表の写し(拘束時間、就学日数がわかるもの)」
⑤ 求職中の場合	「誓約書」(3カ月の期限付き入園)
⑥ 病気・出産の場合	「医師の診断書」(「保育をできない状態にある」という主旨の記載が必要) または「母子手帳の写し」
⑦ 病人・障がい者の 介護の場合	「医師の診断書」(「日常の介護が必要である」という主旨の記載が必要) または「手帳(身障・療育・精神手帳)の写し」
⑧ 障がい者の場合	「手帳(身障・療育・精神手帳)の写し」

※ 本社等が遠方にあり、証明が困難な場合は実勤務地での証明を受けてください。

※ 令和5年度分より、事業者の押印は不要となりました。

また自営業の場合の民生委員の証明及び押印も不要です。

※ 就労証明書の内容について疑義がある場合は、勤務先等に電話確認することがあります。

※ 求職中の方で、求職活動中であることが分かる書類がある場合は、加点の対象となりますので、併せてご提出下さい。就労先決定後、就労証明書を提出してください。

入園後3カ月以内に就労証明書の提出がない場合、保育の実施解除(退園)となります。

就労証明書の提出があれば、希望の期間まで延長します。

※ 同一世帯に18歳～65歳未満の方がいる場合、上記のいずれかの書類の提出が必要です。

(4) 健康・生活調査票

(5) 保育時間希望届



以下は、該当する場合のみ



(6) 生活保護受給証明書※生活保護を受給されている場合

(7) 課税証明書※令和5年1月2日以降に忠岡町に転入された場合

(8) 賃貸借契約書または住宅の売買契約書の写し※現時点では忠岡町在住ではないが、入園時点で

忠岡町に転入する事が決定している場合

